

未利用財産の利活用について 民間事業者の皆様のご意見を募集します！

【調査の名称】

未利用財産の利活用に係るサウンディング型市場調査

■市場調査の目的

鳥取市の保有する未利用財産（以下、「対象財産」という。）について、財産の有効利用や地域の活性化などの視点から、民間活力を導入した利活用を検討しています。

つきましては、市場性の有無や活用方法、さらには民間活用の前提条件などに関して民間事業者の皆さまからご意見を募集して、今後の利活用方針の検討に役立てたいと考えます。

※本市場調査は対象財産の利活用事業者を募集するものではなく、対象財産の今後の利活用方針の検討に係る参考意見を募集するものです。

※本市場調査に参加していただくことで、事業者としての考えを市に伝えることができ、市としても事業者がより参加しやすい公募条件等を把握することが可能となります。

【市場調査の流れ】

意見募集

対象財産の情報や募集するご意見の内容等を提示し、ご意見を募集 ※希望により対話を実施
〈意見募集期間〉令和7年9月12日（金）まで

結果の公表

市場調査の結果概要を公表
令和7年9月下旬予定

利活用方針の検討

市場調査で把握したご意見を踏まえて今後の利活用方針を検討

■ご意見の募集

（１）対象者

事業の実施主体となる意向を有する個人 若しくは 法人

※参加除外要件については、「Ⅳ 留意事項の５」をご参照ください。

（２）意見募集について

意見シート（様式１）に必要事項を記載し、期限内に下記の提出先へＥメールでご提出ください。

＜意見募集期間＞ 令和7年7月28日（月）～9月12日（金）（8時30分～17時15分）

＜提出先＞ 鳥取市総務部資産活用推進課

電話：0857-30-8135 Eメール：shisan@city.tottori.lg.jp

※対話を希望する場合（事前申込み制）

エントリーシート兼事前ヒアリングシート（様式２）に必要事項を記載し、令和7年9月3日（水）17時15分までに上記提出先へＥメールでお申込みください（対話を実施する場合は意見シート（様式１）の提出は不要です）。対話場所は鳥取市役所本庁舎会議室を予定していますが、WEB会議も可とします。具体的な場所及び日時についてはお申込みいただいた後、個別に調整します。なお、対話当日は、エントリーシート兼事前ヒアリングシートに沿ってご説明をお願いします。

■質問の受付

本市場調査の実施内容等について、質問がある事業者は、期限までに上記の提出先へＥメールでご質問ください。

＜質問受付期間＞ 令和7年7月28日（月）～令和7年8月29日（金）（8時30分～17時15分）

※質問に対する回答については、メールにて返信するとともに鳥取市公式ウェブサイトに掲載します。ウェブサイト掲載に際しては事業者名を非公表とします。

I 対象財産 ※各物件の概要については、別添の「物件概要」をご参照ください。

項番 1 旧浜坂地区公民館

項番 2 逢坂小学校

項番 3 第一学校給食センター

※項番 2：現在、小学校として利用していますが、令和 8 年度以降、未利用となる施設です。

※項番 3：現在、学校給食センターとして利用していますが、施設の統合により令和 10 年度以降、未利用となる施設です。

II 対象財産の民間活用に関する市の基本的な考え方

- (1) 市において対象財産の修繕、設備更新等はいりません。(現状有姿にて対象財産を提供)
- (2) 対象財産の提供にあたっては、原則として公募により対象財産を一括で売却又は賃貸借するものとします。
- (3) 民間事業者が対象財産を利活用することで、「事業機会の創出」となり、地域住民にとっては「地域の魅力向上や身近な雇用」、行政にとっては「施設の維持管理コストの削減」につながることを期待します。

III 募集するご意見（市がお聞きしたいと考えている事項です。）

対象財産について、主に以下の項目に関してご回答いただける範囲で、ご意見・ご提案をお聞かせください。

※事業者自らが事業に関わることが前提となります。

① 対象財産の市場性について

- ・立地条件、周辺環境、その他諸条件を考慮した上での市場性の有無

② 対象財産の活用方法について

- ・実現可能性のある活用方法
(福祉施設、教育施設、作業所、住宅用地、駐車場用地、その他など・・・)
- ・実現にあたって想定される課題・懸念事項

③ 活用にあたっての条件等について

- ・民間活用の前提条件、市に求める条件等

IV 留意事項 ※必ずご確認の上、ご意見提出（お申込み）ください。

1 参加の扱い

本市場調査への参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。

2 費用負担

本市場調査への参加に要する費用は、参加事業者等の負担とします。

3 追加協力をお願い

後日、意見シート等に関する照会等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

4 実施結果の公表

本市場調査の実施結果については、事前に参加者に内容の確認・了解を得た後、概要を鳥取市公式ウェブサイトで公表します。(参加者の名称は、公表しません。)

5 参加除外要件

令和7年7月28日（月）から意見募集期限の9月12日（金）までの間のいずれの日においても、次の要件に該当している場合は、本市場調査に参加することができません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- （3）鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者。
- （4）鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者又は保留期間中の者。

【事務局・お問い合わせ先】

担当	総務部 資産活用推進課 資産活用係
住所	鳥取市幸町71番地/ 鳥取市役所本庁舎
電話/FAX	0857-30-8135 / 0857-20-3948
Eメール	shisan@city.tottori.lg.jp